

## 佐野市スポーツボランティア登録制度実施要領

(設置)

**第1条** 佐野市スポーツボランティア登録制度（以下「スポーツボランティア登録制度」という。）は、さのマラソン大会等の開催により醸成された市民のボランティア参加意識を持続させ、今後の主に市内のスポーツイベントへの参加を促進し、スポーツボランティア活動を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(実施内容)

**第2条** スポーツボランティア活動として、次の事業を実施する。

- (1) スポーツボランティアの募集及び登録
- (2) 行政、スポーツ大会主催団体、ボランティア・NPO法人団体等からのボランティア募集情報の収集
- (3) スポーツボランティアに登録をした個人及び団体（以下「ボランティア登録者」という。）へのボランティア活動募集情報その他の関連情報の提供
- (4) その他スポーツボランティア活動に必要な事業

(ボランティア登録)

**第3条** スポーツボランティアの登録及び抹消は、それらを希望する者からの申し込みにより逐次行うものとし、有効期限は登録証を交付した年度を含む2か年度とする。

2 スポーツボランティアに登録を希望する者のうち、個人の場合はスポーツボランティア登録申込書（様式1-1）、団体にあつてはスポーツボランティア登録申込書（様式1-2）により申し込むものとする。

3 ボランティア登録者には、佐野市スポーツボランティア登録証（様式2）を交付する。

4 登録の抹消を希望するボランティア登録者は、スポーツボランティア登録抹消申出書（様式3-1及び様式3-2）に前項の佐野市スポーツボランティア登録証を添えて申し出るものとする。

5 ボランティア登録者は登録した情報に変更があつた場合は、スポーツボランティア登録内容変更届（様式4-1及び様式4-2）により届け出るものとする。

6 市は、ボランティア登録者の個人情報に厳重に管理するものとし、当該情報を次に掲げる目的以外の目的に使用してはならない。

- (1) 市及び各スポーツ大会主催団体が行う各種行事及びスポーツボランティアに関する情報の提供
- (2) 各民間団体のスポーツボランティア募集情報その他の関連情報の提供
- (3) その他市がスポーツボランティア活動に有効と判断する情報の提供

7 登録を抹消した者の個人情報は、第三者に流用されることのないよう厳重に確認の上、即時消去しなければならない。

(庶務)

**第4条** スポーツボランティア登録制度に係る事務は、佐野市スポーツ立市推進課において処理する。

(その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、スポーツボランティア登録制度に関して必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

この要領は、平成28年3月1日から実施する。